

【別添 1】



【仮訳】



第 5 回世界水フォーラム
閣僚プロセス

閣僚宣言

トルコ外務省

世界水会議

【仮訳】

我々閣僚及び各国代表団の長は、2009年3月20-22日に、「水問題解決のための架け橋」をテーマとする第5回世界水フォーラムの機会にトルコのイスタンブールに集結し、持続可能な開発に向けて、水に関連する世界的課題に取り組んでいくことを決意する。したがって、我々は、以下を再確認し、認識する。

アジェンダ 21 及びヨハネスブルグ実施計画等に記されている国際的な合意に基づく水と衛生に関する目標の達成に向けた各国政府による約束を再確認する。また、国連持続可能な開発委員会（UNCSD）の決定、並びに、水、水の利用、衛生、保健に関する多国間の合意を再確認する。

「水の安全保障」を達成する必要性を認識する。そのため、あらゆる世界規模の変化に対して水管理における適応を推進し、あらゆるレベルでの協力を改善することが極めて重要であることを認識する。

世界が、人口増加、移住、都市化、気候変動、砂漠化、干ばつ、環境の劣化、土地利用の変化、経済・食生活の変化といった、急速かつ予想を上回る、世界規模の変化に直面していることを認識する。

特に、ミレニアム開発目標の達成や、社会・経済の発展のための適切な水準の「水の安全保障」を確保していく上で、アフリカをはじめとする世界各地が直面する個別の課題を認識する。

第5回世界水フォーラムの閣僚会合に出席した我々閣僚及び各国代表団の長は、以下について認識を共有する。

1. ミレニアム開発目標など、国際的な合意に基づく目標を達成するための取組とともに、あらゆるレベルにおける適切な施策と十分な財源の確保を通じて、可能な限り短期間で、安全で清潔な水、衛生、保健衛生、健全な生態系へのアクセスを改善する取組を強化する。
2. 各国における河川流域、地下水における総合水資源管理（IWRM）の実施を更に支援する。このため、必要に応じて、国際協力を通じ、経済、社会及び環境面からの要請に公平に対応し、とりわけ、世界規模の変化による影響に取り組む。その際には、利害関係者全員の利益を考慮し、意思決定や計画に参加型プロセスを用いるとともに、全ての関係者が恩恵を受けられる形で解決の実現を図るために関係者相互間のよりよい関係の創出に努める。
3. 必要に応じて灌漑用水路網を構築することを含め、農業用水の需要管理、生産性、効率性を向上させる取組を実施し、雨水栽培型農業を改善して生産性を向上させるとともに、水を保全し、国際的な合意に基づく開発目標、その他関連の国際的義務・合意に即した形で、急増する人口、食料消費パターンの変化、農村部を中心とする生活水準の向上や貧困と飢餓の撲滅に対応できる持続的な食料の生産を図る。
4. 水に関連する各分野、特に、エネルギー・食料の安全保障及び貧困撲滅に関して、各国が主導している開発プロジェクトを支援する。貯水、灌漑、エネルギー生産、舟運、防災など複数の目的のため、経済的健全性、環境面での持続可能性、社会的公正性を具備したインフラの整備、管理、強化と既存インフラを改善する取組を行う。

5. 世界規模の変化が水資源、水循環や生態系に及ぼす影響について理解を深める。水に関連する森林の機能の強化のため、新たなメカニズムや林業従事者との連携関係を活用して、環境流量の保全、生態系の回復力の増進、劣化した生態系の回復に向けた取組を行う。
6. 汚染者負担の原則を適切に適用し、さらに汚水の回収、処理、再利用を推進・実施することを通じて、全ての分野による地表水・地下水の汚染防止を強化する。
7. 水不足に直面する地域における、淡水化と汚水再利用に向けた投資の必要性を考慮するとともに、これらが持続的かつ入手可能な額で利用できるよう、技術的支援とノウハウを提供する。
8. 武力紛争時の水資源、インフラ、環境の保全について定める国際法を尊重するとともに、必要に応じて、そのさらなる発展のために協力する。
9. 世界規模の変化による影響について予測し、取り組む国際レベル、国レベル、地方レベルの計画やプログラムを整備・実施・強化していくことを決意する。このためには、変化する水文状況、水に関する極端な自然現象、既存の社会資本の機能を適正に評価することが必要不可欠である。貯水及び排水能力の強化をはじめとする必要な社会資本の整備のための投資は、水の効率的利用に配慮しつつ、その規模を拡大していく必要がある。
10. 洪水や干ばつなど、自然現象及び人為的活動に起因する災害の防止と対応に努めることを決意する。可能な場合には、早期警戒システムの整備、水資源と水と衛生へのアクセスのためハード・ソフトの施策の実施、あらゆるレベルでの能力開発を行うことにより、緊急時管理から、人間活動に起因する災害への備・防災、リスク管理への転換を図ることを決意する。また、被災者保護と水循環系保全のため、災害後に必要な軽減策、復旧策を講じることを決意する。
11. 水に関連するモニタリングシステムの改善に努めるとともに、有用な情報が近隣諸国を含むあらゆる関係者に自由に提供されるよう努める。
12. 適切と判断される場合には、全てのレベルにおいて、とりわけ、持続可能な開発を実現する上で重要な要素である水へのアクセスを人々に提供するため、社会的配慮を踏まえ、各国政府、地方自治体と連携し、責任を保つ一方で、関係者全員の役割、権利、義務を明確化し、分野横断的な調整及び政策を推進する。また、様々な形のパートナーシップを支援する。
13. 国家レベルにおいて水部門のガバナンスを改善するため、適切と判断される場合には、以下の実現を目指す。
 - a) 水管理について制度的な改革を推進すること
 - b) 水分野の法律、規制の枠組を強化し、その実施に関する政治及び行政の説明責任を強化するとともに、その効果的な運用を確保すること
 - c) 水に関する政策、計画、取り組みを実施するにあたり、不正を防止し誠実な姿勢を促進すること
 - d) 意思決定プロセスの透明性を確保すること

- e) 水に関するあらゆる利害関係者から幅広い参加を推進すること
14. 水分野における科学的研究、教育、新たな技術の開発とその採用、技術的な選択肢の拡大を支援し、持続可能な水資源管理の実現に向けてこれらの活用を推進するとともに、社会の適応力と許容力の強化を支援する。水に関する諸問題に関する技術、実践、プロセスの普及など、開発面、適用面、普及における国際協力、そして水と衛生への世界的なアクセスを改善するための科学的、技術的、社会経済的その他の研究における国際協力を推進する。
 15. 人権と、安全な飲料水・衛生へのアクセスに関する国連の議論を認め、安全な飲料水や衛生へのアクセスは、人間の基本的なニーズであると認識する。
 16. 必要に応じて、流域の関係国の利害関係を考慮した上で、既存の合意事項やその他関連の取決めに基づいた流域諸国による協調行動を通じ、越境水資源の持続可能な利用・保全に関する協力の推進を図るための具体的かつ、実質的な一歩を踏み出す。必要に応じて、既存の制度を強化あるいは、新たな制度を整備し、越境水資源の管理の改善に向けた取組を実施する。
 17. 国際機関に呼びかけ、持続可能な水資源の再生、保護、保全、管理、利用に関する経験を広め、優良事例の共有を促進するための、国際的な取組を支援する。
 18. 国内の開発計画・戦略において、水と衛生を優先事項とすること、国及び地方の水資源管理計画の整備、水の管理と衛生サービスの提供への十分な財源の配分、ドナー間の調整プロセスのリード、水と衛生への投資を促す環境の整備に努める。また、公的資金、民間資金を含む、すべての財源から資金を動員するよう努める。
 19. 水管理、水供給、衛生への支援を増やすよう国際金融機関、開発パートナー、受益国に対して働きかけを行うなど、あらゆる財源の効果的な利用を推進する。また、容易にアクセスでき、入手可能な額で利用可能な、効率的かつ多様な貸付、資金管理システムを支援することを決意する。
 20. ミレニアム開発目標を実現するには、新たに十分な資源が必要であることを認め、アフリカや後発開発途上国をはじめ、開発途上国や移行経済国によって実施されている持続可能な水資源管理や持続可能な社会経済の発展に必要な社会資本の整備に向けた取組を補完するための投資を行うよう、国際社会、開発パートナー、民間の資金調達機関に要請する。
 21. 公平かつ公正で持続可能な料金回収戦略の必要性を認め、それゆえ、水分野、特に、水供給、水質、衛生の分野について、現実的で持続可能な資金調達戦略を促進・実施する。経済性のみに着眼したアプローチや手法では、料金回収の社会的・環境的側面を捉えることはできないことを認める。資金調達戦略については、社会資本の整備、拡張、運営、維持管理に関するニーズに対応できるよう、あらゆる水のサービスに対する料金、税金、外部資金を可能な限り最善の活用と組み合わせに基づくべきである。
 22. 最後に、水が分野横断的な問題であることを認める。そのため、最上位の政治レベルを含め、水分野以外に我々のメッセージを伝達する。能力開発と一体となった、革新的な

【仮訳】

ガバナンス、総合的な水政策、法的枠組、分野横断的政策、資金調達メカニズム、技術の整備を進めるべく、この問題のフォローに最善を尽くす。

したがって、第 5 回世界水フォーラムの閣僚会合に参加した我々閣僚及び各国代表団の長は、以下の見解を共有する。

- (A) 第 5 回世界水フォーラム閣僚プロセスの成果を関連の国際的・地域プロセスに伝達する
- (B) 自らを喚起し、全ての利害関係者に対して、この閣僚宣言と其中で示された提言を考慮し、必要に応じて、水資源の管理やサービスに関する国内の政策に反映することを要請するとともに、これらの成果を第 6 回世界水フォーラムにつなげていく。また「イスタンブール水ガイド」とその提言内容に注目する
- (C) 国会議員及び地方自治体とも引き続き連携し、相互に関連する事項として水や衛生問題に取り組む

最後に、第 5 回世界水フォーラムの閣僚会合に参加した閣僚及び各国代表団の長は、以下を行う。

- (D) 第 5 回世界水フォーラム及び閣僚会合の開催に関し、トルコ政府、イスタンブール市、世界水会議に対して感謝の意を表明する
- (E) 第 5 回世界水フォーラムの閣僚プロセス、地域プロセス、テーマ別プロセスに各国政府、地域機関、国際機関、関係団体が参加したことについて感謝する